
プロジェクト のれん及び減損**項目 ASAF 対応専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 米国財務会計基準審議会（FASB）が公表したコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「本コメント募集」という。）に関しては、第 88 回 ASAF 対応専門委員会（2019 年 8 月 7 日開催）及び第 414 回企業会計基準委員会（2019 年 8 月 9 日開催）において、本コメント募集へのコメントの骨子案を検討し、第 416 回企業会計基準委員会（2019 年 9 月 11 日開催）及び第 89 回 ASAF 対応専門委員会（2019 年 9 月 12 日開催）においてコメント文案を検討した。
2. 本資料は、それぞれの専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 88 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見**（本コメント募集へのコメント総論）**

3. 質問 7 及び質問 8 の回答案に、「米国会計基準の適用状況に関する質問であり、回答しないことが考えられる。」とあるが、米国会計基準を適用する日本の企業に影響があるため、このような企業と意見調整をしてはどうか。
4. 償却の再導入を明確に主張するために、償却期間に対する考え方をある程度固める必要があると考えている。償却を再導入するにあたって償却期間が最も重要な問題であると認識している。
5. 質問内容に対応して、回答案は会計のテクニクに関する議論に終始しているように見受けられる。収益を獲得する能力等、のれんに対する考え方には各種あるが、そのような能力やのれんの価値は不変ではなく、下落するものであるということをベースに、それをどのように会計のテクニクとして反映するのがよいかという構成により回答することで、のれんを償却する日本の主張を強く示すことができるのではないかと。

（のれんが表現するもの）

6. 本コメント募集に記述のあるもののうち、「期待されるシナジー及び他の便益の公正価値」がのれんを最も適切に表していると考えており、質問 1 に対してこのよう

に回答することが直接的な回答ではないか。事務局の回答案には「場合によっては事業の価値に関する広範な経営者の期待が含まれる」とあるが、これは経営者が期待するシナジーにほかならないと考えている。

7. 質問1の回答とその後の質問の回答は整合性を図るべきと考えている。例えば、のれんは全体としてその超過収益力を得るためのコストに相当する部分であるとすれば、企業結合時点で期待していた超過収益力の実現に応じてのれんの残高を減らしていくのは当然であると主張ができると考えられる。
8. 質問1についてFASBは、のれんを定義したがその解釈が様々である点に課題のあることを認識しているのではないかと考えている。これに関して、ASBJが考えるのれんの定義、及びのれんが何を表すかを提示し、両者が整合している旨のコメントをするのがよいと考えている。

(現行ののれんの会計処理のコストと便益)

9. 質問3に関連して、減損テストを支持する意見として、減損テストが経営者に対して責任を持たせるメカニズムであるというものが紹介されていたが、償却も、費用を期間按分して認識することで資本の配分が適切に行われるように経営者に責任を持たせるメカニズムが働き、その結果、利用者にとっても有用な情報を提供することにつながるという側面を有しているのではないか。
10. 質問3について、償却費自体の目的適合性が問題ではなく、その償却という手続を通じて統合された数字としての純利益の目的適合性が問題である点をもう一段強調してはどうか。
11. 基本的に過去から現在に至るまでの純利益を使って恒久利益を推定するときノイズがあるとその推定がしづらいが、いずれ減価していくのであれば規則的にのれんを償却することによってその推定に役立つようにするという意思決定モデルを、ASBJは暗に持っているのではないか。これは、減損のショックが見られないと情報価値がないと考えている関係者の見解と対照的であると考えており、立場の違いを明確にしてはどうか。
12. 質問4の回答案について、償却期間の見積りについて例外を認める方法(回答案(c)及び(d))にも共感している。平均回帰の議論をみると、企業全体では確かに平均回帰しているが、業績が最上位に位置するようなグループにおいては、他のグループと比べて平均回帰が起きにくく超過収益力が落ちにくいという結果が出ており、そのような企業に配慮するのであれば例外が必要であると考えている。
13. 質問4の回答について、のれんは他の資産とは異なるにもかかわらず、将来の正味

キャッシュ・フローを見積るようなことに言及すると、有形固定資産のような具体的な経済的便益を有する項目の議論をしているようにみえてしまう。質問は、有形固定資産と異なるのれんについて適切な償却年数が存在するのかという点を聞いているように思われ、この回答案のように、それでも見積りを前面に立てていくのか、それとも会計方針として割り切るのか、理論構成について検討してはどうか。

14. 現行ののれんの会計処理のコストと便益に関する FASB の分析について、利用者側が便益についてコメントしているのに対し、作成者側はコストについてのみコメントしているため、減損テストを簡略化する見直しを求めているように読めてしまう。ASBJ の回答では、日本では作成者側からも償却を支持する意見が聞かれている点、及び作成者がどのように償却に便益があると考えているのかについて、コメントするのがよいと考える。
15. のれんの減損テストは、適用コストが大きいにも係わらず、最終的な結論を下す時に主観が入る余地が大きすぎるという点が一番の問題であると考えており、この点についてコメントをしてはどうか。

第 414 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

(のれんが表現するもの)

16. 現行の米国会計基準上の定義は所与として、企業結合時の購入対価と識別可能資産の差額として計上されるのれんが具体的に何を表すのかを明確にしようとしても、経営者が対価を支払う対象がケースバイケースであるため、ここから会計処理が導き出されるものではないのではないか。

(現行ののれんの会計処理のコストと便益)

17. 質問 3 の回答案(1)に、のれんの償却が企業結合後の企業の業績に関して投資家に目的適合性のある情報を提供するとあるのは、償却の妥当性に関する理論的な根拠であると考えている。これに対して質問 3 の回答案(2)ではいわゆる“too little, too late”の問題を償却を支持する根拠としているが、FASB 及び IASB でもこの問題が議論に挙がっていることから、この問題への対処に軸足を置くことを明確としてよいのではないか。
18. 質問 4 の償却期間について、4つのアプローチを並列的に取り上げた上で広範な議論の必要性を提起する回答案が示されているが、各アプローチに対して濃淡をつけて回答してはどうか。

19. 質問 4 の償却期間について、回答内容を明確にする検討を行うことが望ましいが、その結果、日本基準を将来的に変えることを含意することになる意見発信を現時点で直ちにできるかどうかについては懐疑的である。現実的には、日本基準におけるのれんの償却期間に関する取扱いについて、直ちに変更を要するほどの深刻な問題は識別されていないことを事実として述べることしかできないのではないか。

(代替的なアプローチの検討)

20. 質問 17 の回答の選択肢にある「アプローチ 3：すべての無形資産をのれんに含める。」に関して、過去に修正国際基準を検討した際に、市場関係者からすべての無形資産をのれんに含めてはどうかとの意見が聞かれたことを紹介してはどうか。

(比較可能性及び範囲)

21. 質問 25 について、日本がのれんを償却するのが正しいと思っている以上は、償却をオプションとせず全面適用とすることを、少なくとも検討のファーストステップとして示してはどうか。

第 416 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

(償却年数について (質問 4))

22. 「経営者の合理的な見積り」により償却期間を見積るとのコメント案に賛成する。また、日本の現行の実務や、のれんが減価する性格であることを踏まえると、実務的に償却期間に上限を設けるコメント案についても同意できる。一方で、償却期間の上限を 10 年とする主張には理屈がなく、コメント冒頭に明言しない方がよい。
23. 過度に楽観的な見積りとなる可能性を排除する意味で、上限を定めて反証規定を設けないとのコメント案に賛成である。しかし、償却期間の上限を 10 年と主張することについては反対であり、代わりに上限の決め方を示すことが考えられる。10 年に明確な根拠はなく、また、日本基準の上限の短縮を検討している状況にもないため、説得力を欠いてしまう懸念がある。
24. のれんの償却の再導入を進めていくことを考えると、コメント案のスタンスを採ることも考え得る。ただし、償却期間の上限を 10 年と明示することについては議論があると考えられ、今後も議論が続くことを想定すると、我々の主張を微調整できる余地を残しておくことが考えられる。
25. 経営者の合理的な見積りを基礎とするコメント案に賛成する。また、上限を設ける

提案に関しては、市場規律が機能すれば償却期間が際限なくなるとの懸念は杞憂とも考えられ、その一方で、その上限に償却期間が固定され、経営者の合理的な見積りを阻害する恐れもある。このため、経営者の合理的な見積りを第1の提案とし、その譲歩として、例えば10年の上限を加える案を第2の提案とし、さらに第3の提案として10年を原則とする、というような書き方がよいのではないか。

26. 財務諸表利用者の立場からは、経営者が超過収益力の及ぶ期間の合理的な見積りを提示することは、受託責任をモニタリングする上でも重要であると考え。コメント文案では、経営者の合理的な見積りを強調した上で、“too little, too late”の問題に対処する実務上の観点から、償却期間に上限を設ける考えを明確化してはどうか。金融危機が起きるサイクルを考慮すると、償却期間として10年は一定の目安となり得る。
27. 償却年数を議論する場合、原則論としては、超過収益の定義を検討する必要があると思うが、これには時間がかかる。このため、“too little, too late”問題の速やかな対処を優先するのであれば、一定の割り切りとして上限を設けることは合理的であるが、この時点で上限10年とするほどの確信はないため、“too little, too late”問題に対して有効な期間となっているかも検討することが必要ではないかと考える。
28. 償却期間を10年とするコンセンサスが得られているかどうかの判断が困難である。質問1への回答案のとおり、のれんの中心的な要素はシナジーであり永久に有効ではないため、上限を設定することはよいと考える。しかし、日本基準が上限を20年としており、大企業同士の企業結合などで、相応に20年の償却期間を適用していると想定されることから、上限を10年とする考え方もあり得るという程度の表現が適切ではないか。

(選択制について (質問 25))

29. 時の経過や競争の中で時系列的に減っていくのれんと、非常に独占的な状況にあって減らないのれんとを経営者が分けることができる前提であれば、のれんの性格に応じて適切な会計処理が行われることによって、選択制は逆に比較可能性を高めると考えるが、それが可能であるか疑問である。
30. 選択制に関する論点が十分に記載されていないのではないか。例として、企業結合ごとに選択が可能であるのか、過年度の企業結合についても選択を認めるかどうか、選択した方法について事業環境の変化等による事後的な変更を認めるかどうかといった論点がある。また、質問25の回答案の最後に、選択制が現状の課題への対応を促進する有力なアプローチであると考えている旨の前向きな表現となっている

るが、我々の考え方との整合性を確保するためには、課題解決のための現実的な妥協策である等、控えめな表現としてはどうか。

31. 監査人の立場からは、選択制について企業が財務諸表をより適正に表示するために最も適切な会計方針を選んでいるかどうかの判断は、非常に困難であると考えられる。企業ごとに選択を認めるということであれば、継続適用とすることが考えられるが、企業結合ごとに選択を認めるということになると、適用する実務上のハードルは非常に高く、実行可能性に懸念がある。

第 89 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

(償却年数について (質問 4))

32. 償却再導入を達成するためには、FASB や IASB が意見募集を行うような段階になっている状況で、償却期間についての見解を曖昧にしておくべきではない。理由を強化して 10 年を主張していくべきである。また、これまでの情勢から、経営者の合理的な見積りを主案とする事務局の提案が受け入れられる可能性が低いとすれば、IASB が用いる「簡素化」の観点を利用して、10 年固定を原則とする事務局の次善の策を主案とすることがよいと考える。もし、事務局の主案を維持するのであれば、上限を必要とする理論的な根拠が不足しているため、根拠の補強が必要と考える。
33. 上限の 10 年を「関係者の合意が得られやすい」とする記載は、妥協的に上限の償却期間を判断しているという面が強調されてしまうため、より肯定的な記載方法を検討してはどうか。
34. 実証研究の成果としては、同業他社と比べた場合の企業の超過収益が概ね 6 年～8 年で平均回帰するというものがあり、10 年であれば恐らく 9 割くらいの超過収益力としてののれんの価値がゼロになっていると考えられる。このため、10 年の上限は学術研究の成果から見ても妥当である。
35. 「企業結合の効果を 10 年を超える期間で見込むことは稀である」としていると同時に、「効果の及ぶ期間が長期になることがあることにより、見積りの不確実性が高い」ことを踏まえて上限を設けることが適切であると主張しているが、上限を設ける理由としてどちらを強調したいのかが不明確である。

(その他)

36. 質問 2 について、減損テストのみモデルであれば必ずしも每期費用となるわけではなく、収益と費用の対応を図れない短所があるため、質問 3 回答案の先取りになる

が、当該短所を減損のみモデルの課題として記載してはどうか。

37. 質問 6 でアナリストに対して行った調査を紹介しているが、それを受けた ASBJ としての考えを書くべきではないか。
38. 無形資産に関する質問のうち、質問 16 について、日本として特に伝えるべき事情がないのであれば、あえて回答する必要はないのではないか。また、質問が「売却」となっているところ、回答案が「使用許諾」にまで踏み込むことには違和感がある。
39. 質問 25 に関して、米国会計基準では非公開企業に選択制がすでに導入されている状況に鑑みて、回答案に概ね違和感はない。今後、IASB への対応に関して、国際的に、米国会計基準での選択制に合わせていくべきと働きかけることが考えられるが、その際、選択制のない IFRS 基準に選択制を入れるためには、減損のみと償却プラス減損が原則、例外のような位置付けでなく、並列な位置付けとすることがポイントになるのではないかと考える。
40. 質問 26 について、M&A 市場がグローバル化している中で、IFRS 基準と米国会計基準が異なることは基本的には許容できないと考えており、この点をより強調して記載してはどうか。
41. 質問 26 について、最終的に IFRS 基準と米国会計基準が揃っていることは望ましいとしても、揃っていること自体を自己目的化しないように、環境認識の違いから、一時的に会計基準に違いが生じ得ることは分けて考える必要がある。仮に、一時的に違いが生じたとしても、それが長期的には両者が揃っていることを期待していることとは矛盾しない。

以 上